

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等・・・償却原価法
- ・上記以外の有価証券(時価のあるもの)・・・決算日の市場価格に基づく時価法
- ・上記以外の有価証券(時価のないもの)・・・移動平均原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産・・・定額法
- ・無形固定資産・・・定額法

(3) 引当金の計上基準

・退職給与引当金

会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給与引当金に計上する。ただし、重要性に乏しいと認められる場合にはこれを計上しないことができる。

・賞与引当金

会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性に乏しいと認められる場合にはこれを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性に乏しいと認められる場合にはこれを計上しないことができる。

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入。
掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理している。
- ・鳥取県民間社会福祉施設共済会の実施する退職共済制度に加入。
掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表

(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では公益・収益事業を実施していないため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では社会福祉法人会計基準第1章第7条の2に基づき作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(7) 拠点区分におけるサービス区分の内容

法人拠点区分

ア 法人本部

イ 米子ワークホーム 施設入所支援事業

ウ 米子ワークホーム 生活介護事業

エ 米子ワークホーム 就労継続支援B型事業

オ ワークなぎら 就労継続支援B型事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増減額	当期減少額	当期末残高
土地	60,980,298	0	0	60,980,298
建物	188,846,772	0	10,911,492	177,935,280
合計	249,827,070	0	10,911,492	238,915,578

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・建物取得に係る国庫補助金 355,927,250 円につき、12 か月分の減価償却相当額 9,120,322 円を取崩した。
- ・機械及び装置取得に係る国庫補助金 5,965,000 円につき、12 か月分の減価償却相当額 399,654 円を取崩した。
- ・器具及び備品取得に係る国庫補助金 320,000 円につき、12 か月分の減価償却相当額 80,000 円を取崩した。

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

8. 関連当事者との取引の内容

該当なし

9. 重要な偶発債務

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

令和6年9月30日付けで、法人拠点区分の「米子ワークホーム就労移行支援事業」サービス区分を廃止した。当該サービス区分が保有している資産及び負債は、同拠点の「米子ワークホーム就労継続支援B型事業」サービス区分が引き継いでいる。